

網走家畜衛生情報

令和3年度（2021年度） 第2号（6月）

北海道網走家畜保健衛生所



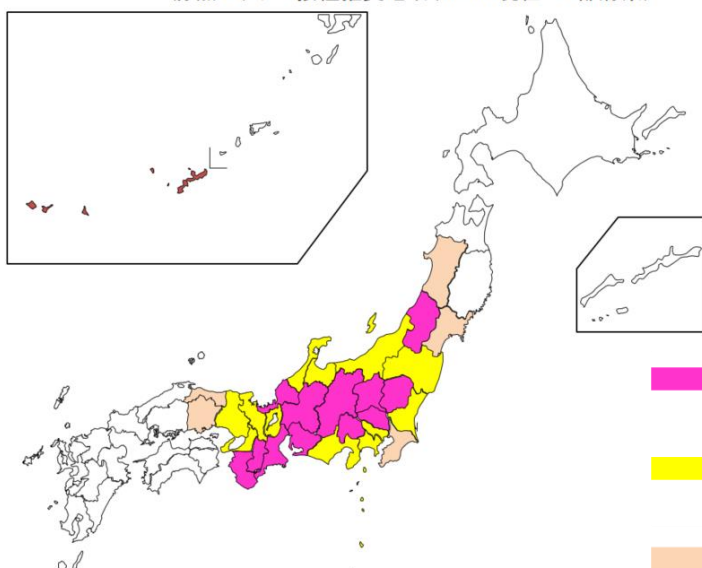
豚熱の発生状況について	1	放牧シーズン到来	} 8
アフリカ豚熱の侵入防止策の強化について	2	Youtube で見てみよう！ 畜舎消毒	
高病原性鳥インフルエンザについて	3	病性鑑定材料の採材及び送付方法	9~10
飼養衛生管理基準の遵守と定期報告提出 防疫演習報告	} 4	市場上場牛のヨーネ病検査について	10
令和3年度予防事業の実施計画、変更		5	牛のサルモネラ症に注意！
監視伝染病の発生状況	6	サルモネラ症の有効な対策について (発生農場アンケート調査)	} 11~12
抗生物質の残留事故注意	} 7	着任の挨拶	
飼育診療施設の変更届について			所内体制について

豚熱の発生状況について

平成30年9月、岐阜県で26年ぶりとなる豚熱の発生が確認されました。その後、13県68戸（令和3年6月4日現在）の養豚場で豚熱の発生が確認されており、また、野生イノシシでの豚熱陽性事例は、24都府県で確認されています。感染拡大を防ぐため、現在、下図の30都府県で豚熱ワクチンが接種されています。ワクチン接種農場の生きた豚等（と畜場出荷を除く）、精液、受精卵、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具については原則として、ワクチン接種区域内の農場等への移動・流通に限られています。

※他県から北海道へ豚、精液及び受精卵等を導入する際は必ず出荷元を確認してください。

豚熱ワクチン接種推奨地域（R3.6.1現在：30都府県）



- 飼育豚及び野生いのしし、両方の発生県(12)
岐阜県、福井県、愛知県、三重県、長野県、埼玉県、山梨県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県
- 野生いのししのみでの発生県(12)
石川県、富山県、滋賀県、静岡県、新潟県、京都府、神奈川県、茨城県、東京都、福島県、大阪府、兵庫県
- 発生ないが発生地に隣接するため(5)
千葉県、宮城県、秋田県、鳥取県、岡山県
- 飼育豚のみでの発生県(1)
沖縄県

アフリカ豚熱（ASF）の侵入防止策の強化について

●韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況

- 発生が確認された行政区画
- 飼養豚での発生箇所
- 野生いのししでの発生箇所



【飼養豚での事例】

事例	確定日	発生地域
1	2019/9/17	京畿道
2	2019/9/18	京畿道
3	2019/9/23	京畿道
4	2019/9/24	京畿道
5	2019/9/24	仁川広域市
6	2019/9/25	仁川広域市
7	2019/9/26	仁川広域市
8	2019/9/26	仁川広域市
9	2019/9/27	仁川広域市
10	2019/10/2	京畿道
11	2019/10/2	京畿道
12	2019/10/3	京畿道
13	2019/10/3	京畿道
14	2019/10/9	京畿道
15	2020/10/9	江原道
16	2020/10/11	江原道
17	2021/5/5	江原道

【野生いのししでの事例】単位: 件

京畿道	坡州市	98
京畿道	漣川郡	402
京畿道	抱川市	76
京畿道	加平郡	26
小計		602
江原道	鉄原郡	35
江原道	華川郡	415
江原道	横口郡	66
江原道	高城郡	4
江原道	麟蹄郡	71
江原道	春川市	138
江原道	寧越郡	11
江原道	襄陽郡	8
江原道	江陵市	3
小計		751
合計		1353

日本の近隣諸国では、ASF の発生が継続しており、日本への侵入リスクが依然として高い状況です。

韓国では、北朝鮮との境界付近で発生が続いており、直近では令和3年5月5日に江原道の農場で発生がありました。韓国全域に拡散することが懸念されることから、今後の動向に注視が必要です。

また、ASF 発生国から日本に持ち込まれた携帯品 95 件からは ASF ウイルス遺伝子が検出され、この内感染性を有するウイルスが分離された事例もありました（令和3年3月30日現在）。

引き続き、海外からの侵入の警戒を怠ることなく、本病の発生予防に努めるようお願いいたします。

初発生: 2019年9月17日
 発生数: 豚17件、野生いのしし1353件
 豚、いのしし飼養頭数: 約1127万9894頭

※ OIE報告、韓国当局公表資料等の情報を元に作成
 飼養頭数: FAO統計(2019)による
 赤字は更新箇所

●ASF 侵入防止対策の強化

日本は、ASF の清浄国ですが、海外からの家畜伝染病の侵入リスクが高まっていることから、侵入防止対策が強化され、昨年7月から畜産物の違法な持込みに対する対応が厳格化されました。違反者には警告書が発出され、悪質性が高い場合には逮捕される事例も発生しています。特に外国人研修生等を受け入れている農場では、外国製の肉製品を農場に持込ませないよう指導をお願いします。詳しくは、農林水産省動物検疫所の HP をご覧ください。

動物検疫所からの重要なお知らせ

2020年7月1日から
海外からの肉製品の違法な持込みに対する対応を厳格化しました。

⚠️ 任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、**輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象**になります。
- ◆ 輸入検査の手続きでパスポートや搭乗券の情報を記録するため、検査に時間を要することがあります。

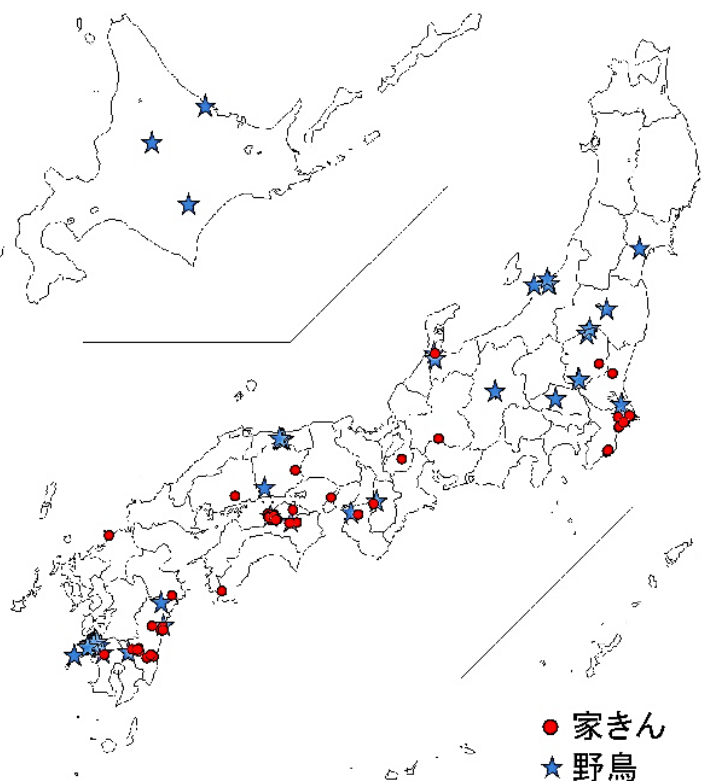
家畜伝染病予防法により、
輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ場合には、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられます。（ただし、法人に対しては最高5,000万円）

高病原性鳥インフルエンザについて

令和2年11月、香川県において2年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生しました。その後も全国で発生が相次ぎ、令和3年5月18日現在、18県で52例の発生が確認され、殺処分羽数は1,000万羽にせまる状況となっています。

また、今シーズンは北海道を含む18道県58例の野鳥からも本病ウイルスが検出されています。これは大陸からの渡り鳥が多量にウイルスを持って飛来し、広く環境を汚染したためといわれています。そのため、渡り鳥の飛来シーズンは終わりましたが、引き続き警戒が必要です。ハイリスクシーズンを終えたこの時期に、鶏舎の点検・修繕、消毒の徹底など関係者が一丸となって対策に取り組みましょう。

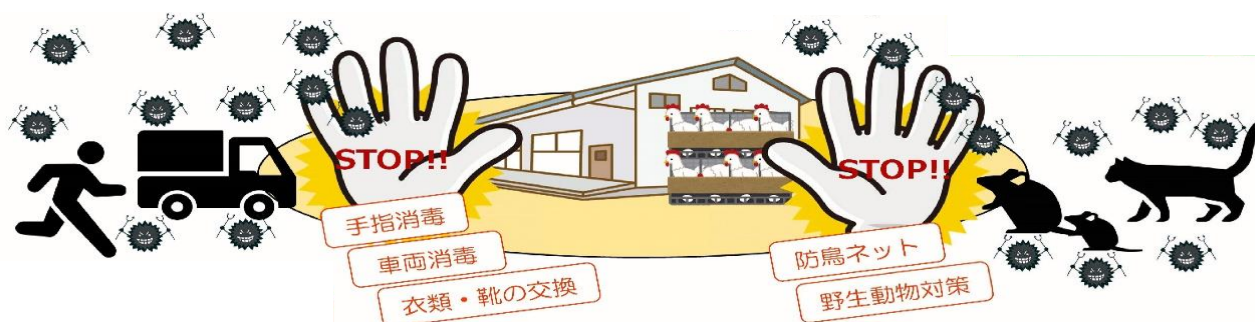
死亡羽数の増加等、異常があれば速やかに獣医師や家畜保健衛生所へ連絡をお願いします。



令和2年度全国の高病原性鳥インフルエンザ発生状況（農林水産省HPより）

<主な侵入防止対策>

- ・家きん飼養農場へは、必要がない限り立ち入らない、立ち入りさせない!
- ・鶏舎の出入口 { 付近の消毒の徹底
出入りする人や車両の消毒を徹底
- ・鶏舎周りを整理整頓し、野生動物の隠れ場所をなくす。
- ・野生動物が鶏舎に侵入しないよう、防鳥ネット（網目2cm以下がポイント!）を整備し、小さな隙間も必ず埋める。
- ・鶏舎ごとに専用の手袋、作業着、長靴を着用する。
- ・衰弱したり死んでいる野鳥を見つけた場合は、素手で触らない。
- ・衛生管理マニュアルを整備し、従業員も含め対策を徹底する。



飼養衛生管理基準の遵守及び定期報告の提出を！

1 飼養衛生管理基準について

飼養衛生管理基準の目的は、日頃から適切な飼養衛生管理を徹底し、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の伝染病から大切な家畜を守ることです。

(1) 対象となる家畜

牛・水牛・鹿・めん羊・山羊、豚・いのしし、馬、鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう（エミュー）・ほろほろ鳥・七面鳥

(2) 令和2年度に新設された飼養衛生管理基準の概要

- 消毒設備の設置箇所を明らかにした平面図の作成
- 飼養衛生管理マニュアルの整備
- 入場者、家畜の移動、家畜の異状に関する記録等を作成、1年間以上保存
- 原則、衛生管理区域内で犬・猫は飼わない
- 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

※ **ハンドル、ペダル、フロアマット等も消毒することとなりました。**

- 畜舎に立ち入る者の手指消毒等
- 畜舎の入口における靴の交換又は消毒

※ 詳細は家畜の種類によって異なります。
農林水産省のHP等で確認してください。

農林水産省 飼養衛生管理基準



2 定期報告について

家畜の飼養頭羽数や衛生管理の状況等の定期報告は、家畜伝染病が発生した際に、迅速で的確なまん延防止措置を講ずるために、御報告いただいているものです。

提出の際には報告漏れがないよう御確認をお願いします。

未報告の場合、30万円以下の過料に処される可能性があります。

令和3年2月に口蹄疫防疫演習を行いました！

口蹄疫防疫演習は、令和2年度から令和5年度にかけ、オホーツク総合振興局管内を6地区に分けて一巡する計画です。令和2年度はオホーツク家畜自衛防疫推進協議会及び地域の自衛防疫組合の御協力をいただき、次の2地区で実施しました。

開催日	場所	対象市町村
R3.2.2	紋別市 生涯学習センター	西興部村、滝上町、紋別市
R3.2.5	遠軽町 かぜる安国	遠軽町、佐呂間町、湧別町

<主な内容>

1 机上演習

口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生状況及び防疫措置

2 実地演習

集合施設の運営、防疫作業従事者の健康チェック及び防疫衣の着脱



実地演習（防疫衣の着脱）

令和3年度 予防事業の実施計画について

今年度の事業計画は下表のとおりです。

検査の実施にあたっては、生産者及び関係機関の皆さまの御協力をよろしくお願いいたします。

市町村名(地区)	事業名	実施予定時期
斜里町	乳・肉用牛のヨーネ病検査 ＋ 飼養衛生管理基準遵守状況の確認	4～5月(終了)
置戸町		5月、11～1月
佐呂間町(若佐)		8～9月
遠軽町		5～8月
紋別市(紋別)		9～11月
管内全域	蜜蜂の腐蛆病検査	8～9月
管内全域	高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ 強化モニタリング検査	10～11月
小清水町	飼養衛生管理基準遵守状況の確認 (対象:牛、めん羊、山羊、鹿飼養農家)	7月
湧別町(東・芭露)		11～12月
北見市 (北見・留辺蘂・常呂)		1月

牛の結核・ブルセラ症の検査対象が変わりました

牛の結核及びブルセラ症は、国内において清浄化を達成したと考えられることから、国際獣疫事務局(OIE)が定める国際基準に基づき、今後「清浄化宣言」が行われる予定とのことです。

今年度からは、検査対象を下表のとおり変更し、清浄化維持サーベイランスとして検査を行います。御協力をお願いします。

疾病	令和3年度以降の検査対象
牛の結核	輸入して1年以上経過している牛及び種畜 (令和2年度までに検査済の牛を除く)
牛のブルセラ症	上記に加え、流死産した牛の病性鑑定材料

令和2年次 監視伝染病の発生状況

全国、道内及びオホーツク管内の監視伝染病の発生状況を下表のとおりお知らせします。

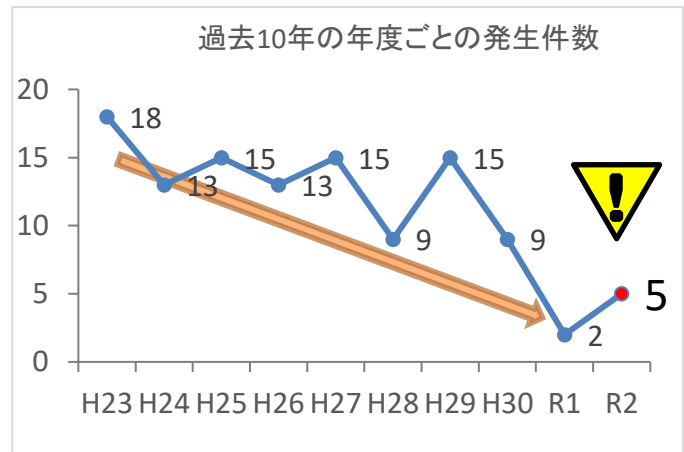
管内では、ヨーネ病、牛ウイルス性下痢、牛伝染性リンパ腫（旧：牛白血病）、サルモネラ症等が発生しています。日頃より飼養衛生管理基準を遵守し、農場内に病原体を持ち込まないよう努めましょう。

病名	家畜の種類	令和2年(2020年)1～12月					
		全国	北海道		オホーツク管内		
		頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	
家畜伝染病	ヨーネ病	牛	807	197	722	14	39
		めん羊・山羊	3				
	豚熱	豚	23				
	高病原性鳥インフルエンザ	鶏	155				
	腐蛆病	蜜蜂	126				
届出伝染病	牛ウイルス性下痢	牛	275	73	168	12	40
	牛伝染性鼻気管炎	牛	11	2	4	1	1
	牛伝染性リンパ腫	牛	3,846	301	745	34	99
	牛丘疹性口内炎	牛	24	2	22	1	3
	破傷風	牛	134	4	5	1	1
		馬	2	1	1		
	気腫疽	牛	1	1	1	1	1
	サルモネラ症	牛	326	65	227	11	20
		豚	518	1	3		
	ネオスポラ症	牛	7	3	3		
	馬鼻肺炎	馬	37	18	29		
	豚丹毒	豚	1,637	9	91		
	豚流行性下痢	豚	306				
	豚赤痢	豚	110				
	バロア症	蜜蜂	20	23	591	5	350
チヨーク病	蜜蜂	5	35	601	8	77	

めざせゼロ！生乳への抗菌性物質等の残留事故にご注意！

毎年15件前後発生していた管内の生乳への抗菌性物質等残留事故は、発生のあった地域での自主検査の導入などの取り組みにより令和元年度は2件にまで減少しました。

しかし、昨年度は5件の発生があり、うち3件はマーキングの脱落、見落とし、治療牛の情報共有不足による誤搾乳が原因でした。これから牧草の収穫等で忙しい時期となりますが、基本的な次の対策を徹底し、今年度こそは、残留事故ゼロを目指しましょう!!



- マーキングは2種類以上で見落とし防止！
牛体へのスプレー、足バンド、看板など
- 搾乳前に治療牛を確認し、作業員間で情報共有！
ホワイトボード等を活用し、治療牛を可視化



治療中だ
できれば先に
搾っちゃって

飼育動物診療施設の変更届はお済みですか？

飼育動物診療施設の開設者・管理者は届け出た事項に変更があれば変更届の提出が必要です。次の事項に変更があった場合、10日以内に当所またはオホーツク総合振興局農務課に変更届を提出してください（獣医療法第3条、獣医療法施行規則第1条）。

- ① 開設者の氏名・住所
- ② 管理者の氏名・住所
- ③ 診療業務を行う獣医師（新規採用など）
- ④ 診療施設の名称
- ⑤ 診療施設の構造設備（部分的な改築など）
- ⑥ エックス線装置に関する事項（使用装置の変更など）
- ⑦ 診療の業務の種類
- ⑧ 法人の場合、定款



各種様式の電子データ（ワード形式）が必要な場合は、当所にお問い合わせいただくか、北海道庁 畜産振興課のホームページの「獣医師、獣医療に関すること－飼育動物診療施設開設状況」をご覧ください。

放牧のシーズンが到来しました

今年も各公共牧場において放牧が始まりました。放牧牛が元気に成長して農場に帰れるよう疾病の発生予防に努めてください。

① 入牧前のワクチン接種や入牧後の定期的な駆虫は万全に。

② 入牧中に血便や下痢、貧血の牛が増えてきた

→ 寄生虫検査や駆虫方法の確認を！

※入牧中の寄生虫検査についてはオホーツク家畜自衛防疫推進協議会の助成事業があります。

③ 7月・8月の暑熱対策も忘れずに・・・昨年は公共牧場で熱射病による死亡が報告されています。

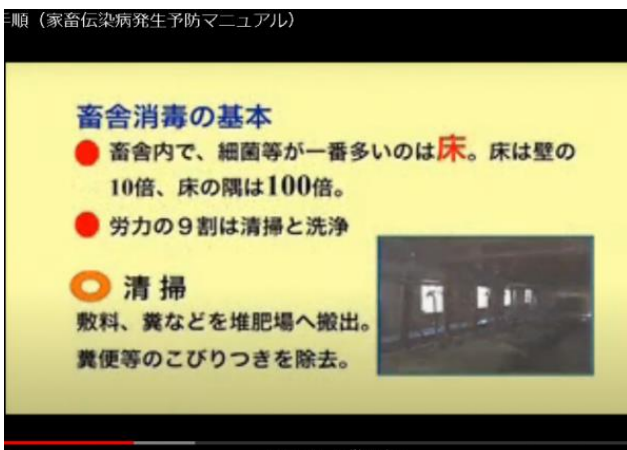


Youtube で見てみよう！ やってみよう！ 畜舎の消毒

帯広市家畜伝染病自衛防疫組合が、畜産関係者を対象に「消毒の基礎知識」から幅広く、消毒に関するyoutube動画をアップロードしています。（※投稿主は帯広市）

「Youtube 畜舎消毒」で検索してみてください。


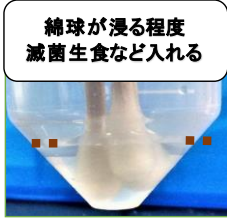


普段何気なくやっている牛舎の清掃、消毒について、「こうしたら楽だったのか！」「ウォーターカップは洗ってるけど押ペラの裏は洗ってなかったな・・・」等々、「新たな発見」や「今よりも効率的に」清掃消毒ができるヒントがあるかもしれません。是非ともご覧ください。



病性鑑定材料の採材及び送付方法について

- ◎ **病性鑑定を依頼される場合、必ず事前の連絡（電話またはFAX）をお願いします。**
- ◎ 検体と必要な情報を記載した書類を添付してください。
特に疾病原因（呼吸器病や下痢など）の特定には、発生状況や経過など疫学的な情報が重要となります。
- ＜必要な情報＞
検査目的・項目、個体の情報、採材者・採材日、発生の経過、ワクチン接種歴、カルテの写し等
- ◎ 検体は破損や液漏れがないよう確実に密封・梱包し、冷蔵で送付してください。

【疾病原因】

	搬入材料	採材量・頭数	注意点
呼吸器病原因	鼻腔スワブ 血液(EDTA) 血清(プレーン)	<ul style="list-style-type: none"> ○1頭につき3本(ウイルス、細菌、マイコプラズマ用) ○集団発生の場合は複数頭の材料が必要 ○抗体検査用の後血清:3週間後以降に採材  	<ul style="list-style-type: none"> ◎病原体が未検出の場合でも、抗体検査でウイルスの関与を推察できることもあるため、忘れずに血清の採材をお願いします ○発症初期で治療前の個体が望ましい
下痢原因	糞便 血液(EDTA) 血清(プレーン)	<ul style="list-style-type: none"> ○採材量:親指大以上(直検手袋を使用) ○集団発生の場合は複数頭の材料が必要 ○抗体検査用の後血清:3週間後以降に採材  	<ul style="list-style-type: none"> ○発症初期で未治療の個体が望ましい
異常産原因 (流産等)	胎子 胎盤 母牛血清	<ul style="list-style-type: none"> ○母牛血清は1ml以上必要 ○集団発生の場合は複数頭が望ましい ○原因究明のために、胎子・胎盤・母牛血清が必要 *胎子は必須(母牛血清のみの原因究明は困難) 	<ul style="list-style-type: none"> ○胎子・胎盤は新鮮なものが望ましい
疾病原因 (病理組織検査)	臓器	<ul style="list-style-type: none"> ○病変部を3cm×3cm大に切り取る 大きい場合は3cm間隔で割を入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ○採材後、速やかに10%ホルマリンに浸す ○送付時、ホルマリンが漏れないよう包装

【疾病別】

	搬入材料	注意点
ヨーネ病	糞便	<ul style="list-style-type: none"> ○親指大(1g)以上必要(直検手袋で採材する) ○迅速な診断のため、材料は速やかに当所へ搬入 ○搾乳牛の場合、採材時点から検査結果判明まで、当該牛の生乳の出荷を自粛するよう、飼養者へ指導をお願いします
牛伝染性リンパ腫 (発症疑い)	血液(EDTA) 血清(プレーン) 塗抹標本	<ul style="list-style-type: none"> ○時間の経過とともに白血球像の観察は困難となる →採材当日に搬入できない場合、塗抹標本を作成し、血液と併せて送付
牛ウイルス性下痢 (BVD)	血液(EDTA) 血清(プレーン)	<ul style="list-style-type: none"> ○6ヵ月齢未満の牛の場合、血液(EDTA)が必要 ○持続感染牛の判定:3週間後以降の再検査が必要

【健康検査】

- ◎ 検査方法が指定されている場合がありますので、事前に十分確認してください。
- ◎ 証明書（1頭 500円）が必要か確認をお願いします。

	搬入材料	検査内容・注意点
牛伝染性リンパ腫 (BLV)	血清(プレーン)	○抗体検査(ELISA) ○6ヵ月未満の牛の場合、移行抗体の影響あり
	血液(EDTA)	○遺伝子検査(PCR)
牛ウイルス性下痢 (BVD)	血液(EDTA) 血清(プレーン)	○ 6ヵ月齢未満の牛の場合、血液(EDTA)が必要 ○持続感染牛の判定:3週間後以降の再検査が必要

令和3年度 牛のヨーネ病検査(自主検査)について

次のとおり実施しますので、御理解と御協力をお願いします。

- 検査手数料：4,010円/頭
- 検査内容：血液（血清）を用いてスクリーニング検査を実施します。
 必要書類（①病性検定診断申請書
 ②採材年月日・採材した獣医師が分かる書類（採材証明書の写し等）
 ③検査個体が確認できる書類（登録証の写し等）
- 検査材料の搬入について
 - ・ 締切日を厳守し、8:45~17:00に搬入してください。
 - ・ 締切日の17時以降に搬入された検体は、次回締切日の受付とします。
 - ・ 玄関ポストに投函せず、必ず職員に手渡してください。
 - ・ 検査には時間を要します。移動予定の2週間前までに受検をお願いします。
- 陽性時対応：確定検査のため陽性牛の糞便を採材しリアルタイムPCR検査を実施します。

○ 締切日一覧

	検体の締切日		
令和3年6月	14日(月)	28日(月)	
7月	12日(月)		
8月	2日(月)	23日(月)	30日(月)
9月	27日(月)		
10月	18日(月)	25日(月)	
11月	15日(月)	22日(月)	
12月	20日(月)		
令和4年1月	17日(月)	24日(月)	
2月	14日(月)	21日(月)	
3月	22日(火)		

* 臨床的にヨーネ病を疑う牛の検査は、随時、受け付けます。

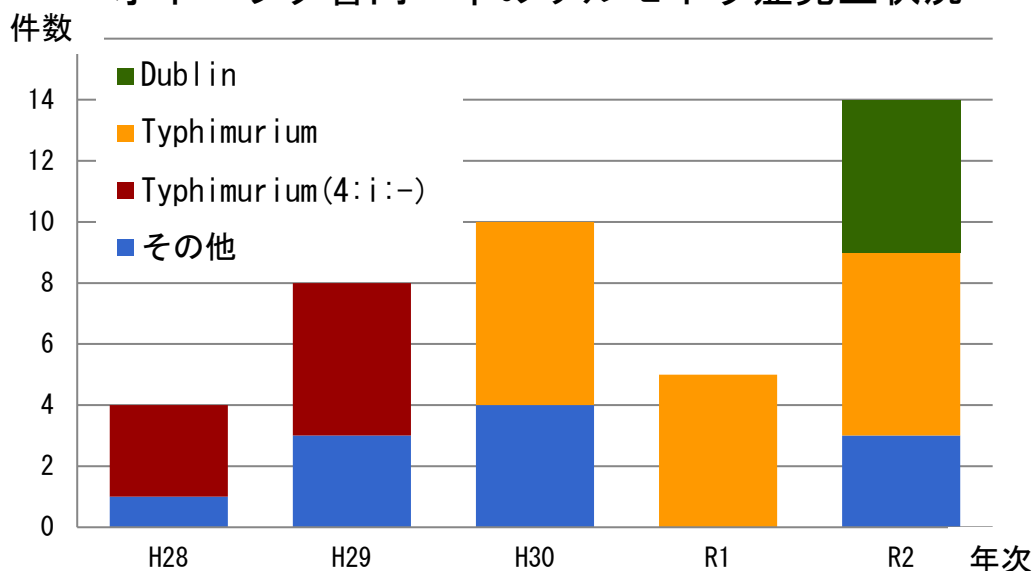
牛のサルモネラ症に注意！

令和2年のオホーツク管内における牛サルモネラ症（本症）の発生は14件で、過去10年で最多の発生件数となりました。

血清型別の発生状況は、過去4年発生がなかったダブリン（Dublin）が5件発生し、ティフィムリウム（Typhimurium）は6件、その他の血清型は3件でした。

本症は、発熱・下痢を主徴とする疾病ですが、ダブリン感染の場合、下痢は必発ではなく「子牛の呼吸器症状・死亡」、「流産の続発」が主な症状となることが多く注意が必要です。

オホーツク管内 牛のサルモネラ症発生状況



サルモネラ症の有効な対策について

～発生農場のアンケートの結果から現場の声を～



当所では、本症の発生予防対策の効果的な啓発を目的に、令和2年度の発生農場を対象にアンケートを実施しました。発生農場では、早期清浄化のため、牛舎消毒や同居牛の頻回検査などの対策を実施しますが、そのなかで、「特に効果があった」と感じた内容は、次の5点とのことです。発生予防のため参考にしてください。

- ① 飼槽・水槽（ウォーターカップ）の消毒
 - ② 牛舎の石灰乳塗布、消石灰の散布
 - ③ 野鳥対策（バンカーサイロやカーフハッチの上部に防鳥ネットやテグスを設置）
 - ④ 生菌剤の投与
 - ⑤ 給餌と除糞の作業動線を分ける
- ※ 回答の多かった順に記載

アンケートは各家畜自衛防疫組合にも実施しており（発生農場への支援対策、発生後の防疫体制づくり等について）、現在、取りまとめ中です。今後、発生農場の御意見も取り入れた「牛舎の清掃・消毒パンフレット」を作成し、皆さまに配布を予定しています。

次ページでは対策例を紹介します。

【発生農場の対策一例】

① カラス等の野鳥対策



カーフハッチの周囲に
防鳥ネットを張る

② カラス等の野鳥対策



カーフハッチ上部に
テグスを張る
(赤線部分がテグス)

③ パドックの泥濘化防止対策



(対策前)



パドックに石炭灰を敷き詰める

着任の挨拶



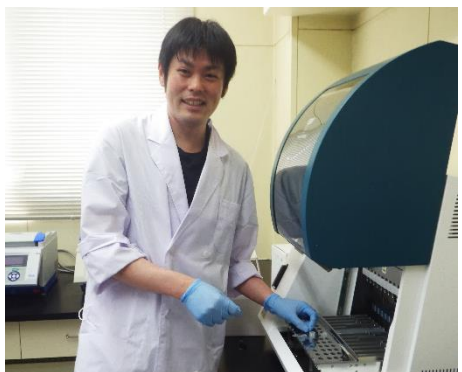
指導課長 たかぎ ゆうこ 高木 裕子

釧路家畜保健衛生所から異動してきました高木と申します。オホーツクでの勤務は初めてとなります。微力ながら、関係者の皆様と連携し、管内の家畜衛生の推進に貢献できるよう努力して参りますので、よろしくお願いいたします。



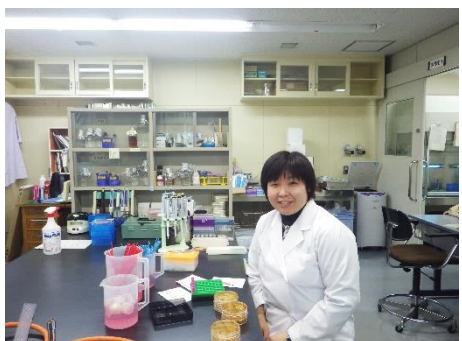
主査（危機管理） やましろう あつし 山城 淳

オホーツク管内の家畜飼養者の皆様、関係機関の皆様、はじめまして。4月1日付けで道南の江差町から異動して参りました、予防課の山城です。担当する業務は主に、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜伝染病の侵入を防止するための飼養衛生管理基準や、万が一、これらの家畜伝染病が発生した場合に備えて実施する防疫演習等です。北見市内にヨガ教室やスポーツジムが多いので、心や体を鍛え直し、皆様のお役に立てるようがんばります。どうぞ、よろしくお願いいたします。



主査（病性鑑定） みやざわ まさき 宮澤 和貴

上川家保から異動してきました、宮澤と申します。病性鑑定課では主にウイルス検査を担当させて頂きます。ウイルス性疾病の診断や対策を通じて管内の家畜衛生推進に少しでも貢献できるよう努めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

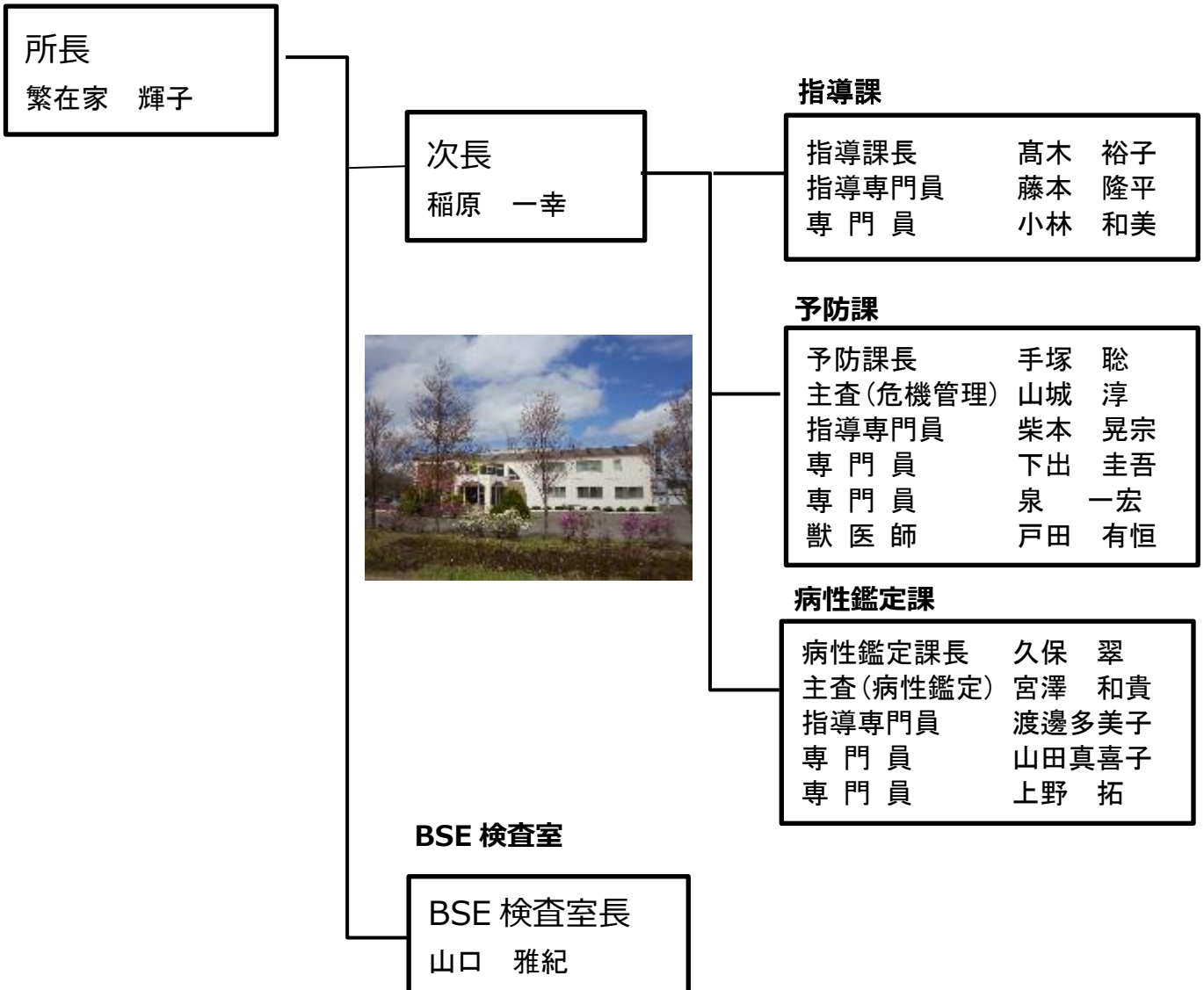


専門員 やまだ まきこ 山田 真喜子

釧路家畜保健衛生所から4月に異動してきました、山田と申します。家保職員になって8年目、初任地は根室、そして釧路に次いで、今回3か所目となります。皆様のお役に立てるよう精一杯励んで参りますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

所内体制について

令和3年（2021年）4月1日からの当所の体制をお知らせします。



【転出・退職】

指導課長 羽生英樹 →十勝家保
 主査（危機管理）谷口有紀子 →十勝家保
 主査（病性鑑定）早川 潤 →畜産振興課
 指導専門員 近藤友美 →退職（空知家保再任用）
 専門員 竹花妙恵 →宗谷家保

【転入・採用】

指導課長 高木 裕子 ← 釧路家保
 主査（危機管理）山城 淳 ← 檜山家保
 主査（病性鑑定）宮澤和貴 ← 上川家保
 専門員 山田真喜子 ← 釧路家保

網走家畜保健衛生所

〒090-0008 北見市大正 323-5

TEL 0157-36-0725
 FAX 0157-36-5801
 携帯 090-1640-9721

網走家畜保健衛生所

BSE 検査室

〒099-6503 紋別郡湧別町開盛 849-1

TEL 01586-4-2448
 FAX 01586-2-4885